

## 別紙 2 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

### 1 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- 住宅・建築物等の耐震化率は、支援制度の充実を図ること等により一定の進捗がみられるが、私有財産である建築物の耐震化を行うか否かは、最終的に所有者の自発的意志により決められることから、関係機関との連携の下、個々のニーズに的確に対応したきめ細やかな対応が必要である。
- 学校施設の耐震化率は、財政支援措置の拡充等によりほぼ完了したが、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、避難所として機能するための防災機能強化等が必要である。
- 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やブロック塀の安全対策、自家発電設備の導入促進などにより、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。また、臨時情報が発表された場合を想定し、入居者等の安全確保やBCP等を定めるなどの防災対応を整備しておく必要がある。
- 災害拠点病院の非常用電源設備や給水設備を含めた防災用設備等の整備を進める必要がある。
- 町営住宅の倒壊・損傷による被害の回避や、施設の長寿命化を推進する必要がある。
- 交通施設については、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。また、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める必要がある。
- 沿線・沿道の建物倒壊による被害の回避や、避難路確保の観点から、関係機関と連携した取組みを推進する必要がある。
- 大規模地震における盛土造成地の滑動崩落や液状化等の宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地マップを公表し、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める必要がある。
- 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防署、消防団等の体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図る必要がある。
- 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、町民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。
- 町内中小企業の地震防災対策の設備投資を促進し、あわせて企業と地域の連携による地域全体の防災力の強化を図ることを目的として、耐震改修や耐震診断に要する経費を対象とした中小企業向け融資制度を創設しており、今後も引き続き、企業の地震対策の取組みを支援する必要がある。

- 後発地震が発生してからでは避難が間に合わない地域に居住する住民に対して、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認すること、また、臨時情報が発表された場合に備えに万全を期すよう努めること等を周知する必要がある。

(重要業績指標)

・木造住宅等の耐震化率	42.40%	(H30)
・木造住宅耐震化促進	耐震化支援策実施	(H30)
・学校施設の耐震化率	100%	(H30)
・社会福祉施設等耐震化促進	—	(H30)
・認定こども園の安全な施設整備(防災備品の整備)	未配備	(H30)
・公共施設・集会所等耐震化促進	—	(H30)
・公共施設等の耐震化率	75.8%	(H30)
・防災士登録者数	57人	(H30)
・老朽危険建築物(空き家等)除却戸数(累計)	42戸	(H30)
・老朽公共施設等解体撤去促進	—	(H30)
・新規消防団員(女性班含む)の加入促進及び訓練の実施(再掲)	613人(うち女性班17人)	(H30)
・緊急輸送道路に接続する町道等の橋梁や設置物の点検整備		(H30)
町道の橋梁及びトンネル点検	100%	
町道橋梁の修繕	12%	
町道トンネルの修繕	62%	
町道橋梁の耐震化計画	0橋梁	
・「臨時情報」を活用した「防災対応」の計画策定	—	(H30)

1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等について、設置を促進するとともに、常備消防の体制強化、消防団員の確保対策を促進する必要がある。
- 地震や津波によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。
- 密集市街地における住環境改善、防災性の向上等を図る必要がある。
- 火災予防、通電火災防止、危険物事故防止対策等の啓発を推進するとともに、感震ブレーカーや住宅用火災報知器の設置の促進を図る必要がある。
- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防署、消防団の体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図るとともに、関係機関との連携が十分に機能しないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。
- 後発地震が発生してからでは避難が間に合わない地域に居住する住民に対して、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認すること。また臨時情報が発表された場合に、備えに万全を期すよう努めること等を周知する必要がある。(再掲)

- 消防力の強化については、消防組織法により、消防庁が定める基準に基づき、消防職員・消防団員の教育訓練を、計画に沿って行う必要がある。
- 住宅・建築物等の耐震化率は、支援制度の充実を図ること等により一定の進捗がみられるが、私有財産である建築物の耐震化を行うか否かは、最終的に所有者の自発的意志により決められることから、関係機関との連携の下、個々のニーズに的確に対応したきめ細やかな対応が必要である。(再掲)
- 学校施設の耐震化率は、財政支援措置の拡充等によりほぼ完了したが、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、避難所として機能するための防災機能強化等が必要である。(再掲)
- 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やブロック塀の安全対策、自家発電設備の導入促進などにより、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。また、臨時情報が発表された場合を想定し、入居者等の安全確保やBCP等を定めるなどの防災対応を整備しておく必要がある。(再掲)
- 災害拠点病院の非常用電源設備や給水設備を含めた防災用設備等の整備を進める必要がある。(再掲)
- 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防署、消防団の体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図る必要がある。(再掲)
- 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、県民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。(再掲)
- 県内中小企業の地震防災対策の設備投資を促進し、あわせて企業と地域の連携による地域全体の防災力の強化を図ることを目的として、耐震改修や耐震診断に要する経費を対象とした中小企業向け融資制度を創設しており、今後も引き続き、企業の地震対策の取組みを支援する必要がある。(再掲)

(重要業績指標)

・ 救急車両・消防車両の更新	毎年度順次更新 (H30)
・ 木造住宅等の耐震化率 (再掲)	42.40% (H30)
・ 木造住宅耐震化促進 (再掲)	耐震化支援策実施 (H30)
・ 学校施設の耐震化率 (再掲)	100% (H30)
・ 社会福祉施設耐震化促進 (再掲)	— (H30)
・ 公共施設・集会所等耐震化促進 (再掲)	— (H30)
・ 防災士登録者数 (再掲)	57人 (H30)
・ 老朽危険建築物 (空き家等) 除却戸数 (再掲)	42戸 (H30)
・ 老朽公共施設等解体撤去促進 (再掲)	— (H30)
・ 「臨時情報」を活用した「防災対応」の計画策定 (再掲)	— (H30)
・ 新規消防団員 (女性班含む) の加入促進及び訓練の実施 (再掲)	613人 (うち女性班17人) (H30)
・ 緊急輸送道路に接続する町道等の橋梁や設置物の点検整備	(再掲 ※詳細前述のとおり) (H30)

#### 1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- 大規模水害による被害を最小限にするため、治水対策を推進する必要がある。
- 大規模水害における堤防の決壊や水門・樋門等の作動不良による被害等を未然に防ぐべく、堤防をはじめとする河川管理施設の状況を把握する河川カルテ、陸閘設置箇所には陸閘の運用マニュアルの整備を早急に策定する必要がある。
- 浸水想定区域、震度分布などの防災情報を視覚的にわかりやすい地図情報として、インターネット上に公開することで、日頃から避難場所や避難経路などの確認できる環境を実現し、町民の防災意識向上を図っていく。また、住民の防災意識をさらに深めるため、防災啓発や避難訓練の充実等ソフト対策を推進する必要がある。
- 平成30年7月豪雨での教訓や平成30年度末に公表された「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえ、安全な避難体制の確立による事前の防災力の強化を図る必要がある。また、気候変動に伴う水害の頻発・激甚化に対して、住民の避難行動を促し、人的被害をなくすためには、分かりやすい水位情報の発信や洪水浸水想定区域・洪水タイムラインの周知を図る必要がある。
- 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、町民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。(再掲)
- 町内に住む外国人が増加するなか、地震、台風、豪雨などの災害に不慣れな外国人に対して、防災に関する啓発を推進する必要がある。(再掲)
- 災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の浸水対策や燃料備蓄に努める必要がある。(再掲)

#### (重要業績指標)

- |                                    |             |
|------------------------------------|-------------|
| ・ 県浸水対策工事に付随する町単独事業の実施             | 事業執行中 (H30) |
| ・ 浸水ハザードマップ更新 (浸水対策工事完了後データ更新) 公開中 | (H30)       |
| ・ 陸閘のマニュアル整備、点検                    | — (H30)     |
| ・ 防災士登録者数 (再掲)                     | 57人 (H30)   |

#### 1-5) 大規模な土砂災害 (深層崩壊) や大雪等による多数の死傷者の発生

- 国、県と連携し、砂防・治山・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえる必要がある。また要配慮者利用施設に対する対策を推進する必要がある。
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) に基づく区域指定公表や土砂災害警戒情報等の適時・適切な発令により、土砂災害の危険性の周知を強化する必要がある。さらに、住民への啓発、避難訓練等を併せたソフト対策全般を強化し、実効性のある避難のための警戒避難体制の整備を図る必要がある。
- 南海トラフ巨大地震や集中豪雨により深層崩壊や地すべりが発生し、天然ダム等が

形成された場合、湛水や天然ダムの決壊による二次災害の発生のおそれがあることから、国が整備している観測網からの情報を速やかに入手し、住民へ避難情報が出せるよう体制づくりを行うとともに関係機関が連携をした訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。

- 森林の荒廃により森林の国土保全機能（土砂災害防止・洪水緩和）が損なわれ、巨大地震や地球温暖化に伴う集中豪雨により山地災害リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等の森林整備や治山対策・砂防対策・地すべり防止対策等を推進するとともに、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要がある。また、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を促進する必要がある。
- 防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める必要がある。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める必要がある。さらに、全ての防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る必要がある。
- 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防署、消防団の体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図る必要がある。（再掲）
- 大規模地震における盛土造成地の滑動崩落や液状化等の宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地マップを公表し、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める必要がある。（再掲）
- 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、県民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。（再掲）
- 大雪等に伴う倒木によるライフラインの途絶や地域の孤立が発生した場合でも、被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の確保が必要である。

（重要業績指標）

・ 森林境界明確化面積実施率	17.13%	（H30）
・ 間伐等森林整備面積	786ha	（H30）
・ 町産材の生産量	92,047m <sup>3</sup>	（H30）
・ 土砂災害を発生させない森林保全整備	—	（H30）
・ 森林の荒廃抑制、適正管理	事業執行中、調査設計中	（H30）
・ 町が作成する土砂災害防止法に基づくハザードマップの作成公表	公表済み	（H30）
・ 農業用ため池に関するデータベース整備・周知	作成済み	（H30）
・ アナログ移動系無線通信機器整備	—	（H30）
・ 孤立集落への衛星携帯電話等の配備	8機	（H30）
・ 発電機器の整備（ガス発電機、太陽光パネル自立型、発電機能付き自動車等）	—	（H30）
・ 救急車両・消防車両の更新（再掲）	毎年度順次更新	（H30）

## 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 緊急輸送道路等へ接続する町道等の橋梁、トンネルの耐震化や、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防を着実に推進する必要がある。また、複数の輸送ルート確保を図るため、緊急輸送路を補完する農林道の整備を推進する必要がある。
- 水道施設の耐震化や水道未普及地の整備促進などを着実に推進し、また災害時の応急給水や復旧活動のための計画の策定を促進しているところであるが、今後さらに地下水や再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。
- 緊急物資の確実な供給体制を構築するため、物資の集積拠点整備の必要がある。
- 大規模災害時に備え、県や他町村との相互応援協定の締結・改定や、家庭等における備蓄を推進しているところであるが、救援物資等の備蓄・輸送体制を確立し、受援体制についても整備を推進していく必要がある。
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。
- 災害時の物資供給に係る協定の締結を引き続き進めるとともに、「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づいた、食料備蓄等を継続する必要がある。
- 災害時介護福祉コーディネーターによる円滑な支援及び相互応援に係る適切な調整を行うため、実践的な訓練や研修を継続して実施する必要がある。
- 物流の専門家と連携した図上訓練や実動訓練を実施し、大規模災害時における物資輸送体制の実効性を向上させる必要がある。
- エネルギー供給リスクの分散を図るため、自然エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を促進する必要がある。
- 防災拠点となる施設への自家発電設備の導入などを進めているところであるが、自立分散型エネルギー設備の導入に加え、LPガスの活用など、災害時におけるエネルギー供給の多様化を検討する必要がある。

#### (重要業績指標)

- ・ 物資拠点整備（プッシュ型支援に対応できる備蓄倉庫）2施設指定（H30）
- ・ 水道施設耐震化・長寿命化—（H30）
- ・ 町道（改良工事、舗装工事）事業執行中（H30）
- ・ 迂回路としての農林道の整備事業執行中、調査設計中（H30）
- ・ 那賀町防災広場及び周辺整備事業執行中（H30）
- ・ 緊急輸送道路に接続する町道等の橋梁や設置物の点検整備  
(再掲 ※詳細前述のとおり) (H30)
- ・ 発電機器の整備（ガス発電機、太陽光パネル自立型、発電機能付き自動車等）  
(再掲) — (H30)

## 2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- 道路の寸断による孤立化に備え、空からの救助・救出や物資の輸送を可能とし、迅速かつ円滑に、災害応急対策を実施できるよう、ヘリポートの整備及び通信手段の確保を促進する必要がある。
- 孤立集落の発生を防止するため、生命線道路の整備を進めるとともに、緊急輸送道路に接続する町道等の橋梁や設置物の耐震化や、斜面对策及び重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり対策を着実に推進する必要がある。また、既存の物流機能等を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、避難路や代替輸送路を確保するための取組み等を促進する必要がある。さらに、早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策を検討するとともに、訓練を実施する必要がある。
- 孤立化集落発生時に外部との通信手段を確保するための資機材の整備や避難所の機能強化を促進しているところであるが、進捗途上にあるためさらに推進するとともに、継続的に通信訓練を実施する必要がある。
- 地震や集中豪雨等による孤立集落の発生に備え、県が作成する「孤立可能性集落カルテ」を活用し、集落ごとの情報を一元的に収集・分析し、発災時の迅速かつ的確な支援へつなげる必要がある。

### (重要業績指標)

- ・ヘリポート整備 — (H30)
- ・那賀町減災コミュニケーションシステム設備更新  
(屋外子局、タブレット端末、バッテリー等) 運用中 (H30)
- ・ケーブルテレビ通信網の強靱化 事業執行中 (H30)
- ・アマチュア無線資格者の確保 198人 (H30)
- ・緊急輸送道路に接続する町道等の橋梁や設置物の点検整備  
(再掲 ※詳細前述のとおり) (H30)
- ・町道(改良工事、舗装工事)(再掲) 事業執行中 (H30)
- ・迂回路としての農林道の整備(再掲) 事業執行中、調査設計中 (H30)
- ・孤立集落への衛星携帯電話等の配備(再掲) 8機 (H30)
- ・県総合防災訓練参加、図上訓練の実施 毎年度 (H30)

## 2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 消防署、消防団の体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図るとともに、施設の整備、情報通信機能の耐災害性の強化・高度化を着実に推進する必要がある。
- 自衛隊、警察、消防などの広域応援部隊の円滑な活動を支援するため、公園、広場等における広域活動拠点としての防災機能を強化する必要がある。
- 地域防災計画など災害対応に必要な事項について見直し、県、他市町村との連携強化を図り、合同訓練等を実施しているところであるが、必要に応じさらに見直しを行い、訓練の習熟度を高めていく必要がある。
- 消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化に努めているところであるが、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。

ある。

(重要業績指標)

- ・ 消防水利の確保（消火栓、防火水槽、消防道） —（H30）
- ・ 消防団詰所改築 1施設（H30）
- ・ 県総合防災訓練参加、図上訓練の実施 毎年度（H30）
- ・ 遺体安置所の確保 —（H30）
- ・ 遺体安置袋の確保 15袋（H30）
- ・ 新規消防団員（女性班含む）の加入促進及び訓練の実施（再掲）  
613人（うち女性班17人）（H30）
- ・ 救急車両・消防車両の更新（再掲） 毎年度順次更新（H30）
- ・ 発電機器の整備（ガス発電機、太陽光パネル自立型、発電機能付き自動車等）  
（再掲） —（H30）

2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

- 帰宅困難者を発生させないよう、緊急輸送道路等に接続する町道等の橋梁や設置物の耐震化及び重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防対策を推進し、必要な交通を確保する必要がある。また、交通インフラの早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策を検討するとともに、訓練を実施する必要がある。
- 東日本大震災で被災初期から防災拠点として機能を発揮した「道の駅」について、防災拠点化をさらに推進し、また、機能を維持するための日常点検等に努める必要がある。
- 災害時の帰宅困難者に適切な情報や便宜を提供できる「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発や企業と自主防災組織等地域との連携強化の推進など帰宅困難者対策を推進しているところであるが、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や機能強化を推進し、帰宅困難者の受入体制の確保を図る必要がある。

(重要業績指標)

- ・ 「道の駅」防災拠点化 推進（H30）
- ・ 緊急輸送道路に接続する町道等の橋梁や設置物の点検整備  
（再掲 ※詳細前述のとおり）（H30）

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- 災害拠点病院の非常用電源設備や給水設備を含めた防災用設備等の整備を進める必要がある。（再掲）
- 防災拠点となる施設への自家発電設備の導入などを進めているところであるが、自立分散型エネルギー設備の導入に加え、LPガスの活用など、災害時におけるエネルギー供給の多様化を検討する必要がある。（再掲）



- エネルギー供給リスクの分散を図るため、自然エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を促進する必要がある。(再掲)
- 災害派遣医療チーム(DMAT)等の支援ルートを確保するため、緊急輸送道路等に接続する町道等の橋梁、トンネルや設置物の耐震化及び重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり等対策の着実な推進と支援物資物流を確保する必要がある。
- 大規模災害時に医療施設や関係者の不足する事態に備え、県と連携し、継続的な訓練の実施など連携強化を図る必要がある。
- 災害時における医療・救護に必要な医薬品を確保するため、被害想定等から必要な品目・数量等を精査し備蓄を行うとともに、関係業界等との協定締結等によりその供給確保の体制を構築しておく必要がある。さらに、交通網等が寸断された状況を想定し、災害拠点病院や救護所への医薬品の迅速な搬送体制についても検討を進めておく必要がある。
- 災害訓練や救急勉強会等を継続して実施するとともに、災害対策マニュアルやBCP(事業継続計画)の整備について、訓練による検証を通じた見直しを適宜行うとともに、災害訓練や救急勉強会等を継続して実施することにより、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る必要がある。

(重要業績指標)

- ・簡易サービスステーションの整備 — (H30)
- ・ヘリポート整備(再掲) 設計調査中(H30)
- ・那賀町防災広場及び周辺整備(再掲) 事業執行中(H30)
- ・発電機器の整備(ガス発電機、太陽光パネル自立型、発電機能付き自動車等)  
(再掲) — (H30)
- ・物資拠点整備(プッシュ型支援に対応できる備蓄倉庫)(再掲) — (H30)

2-6) 被災地における感染症等の大規模発生

- 下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠における耐震化を進める。また、熊本地震(H28)を受けて改訂した下水道BCP策定マニュアル等を踏まえ、下水道BCPをブラッシュアップさせる必要がある。
- 避難所等における感染症の発生・蔓延を防ぐため、必要な資機材の充実を図る。
- 避難所におけるトイレの衛生環境を改善し、ノロウイルスなどの感染症の蔓延を防ぐとともに、トイレの衛生環境に起因する災害関連死を防ぐ必要がある。

(重要業績指標)

- ・農業集落排水施設、林業集落排水施設の耐震化、長寿命化 — (H30)
- ・公共施設(指定避難所)のトイレ設備洋式化 35.35%(H30)
- ・簡易トイレ設備の確保 134台(H30)
- ・公共施設・集会所等耐震化促進(再掲) — (H30)

2-7) 劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生

- 福祉避難所の円滑な開設・運営体制の構築を図るため、装備資機材の充実、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。
- 町は「避難所における良好な生活環境の確保」を目指した避難所運営体制づくりを進める必要がある。
- 東日本大震災における「発達障がい者」の避難所生活に対する課題を受けて、当事者及び家族や関係機関に研修会等を通して、災害に対する意識を高めるとともに、町における発達障がい者への支援体制の整備を進め、災害対応力を向上させる必要がある。
- 通信販売事業者との協定による避難所への物資供給体制を確立し、避難者のきめ細かなニーズに対応する必要がある。
- 避難所における劣悪なトイレ環境を改善し災害関連死を防ぐため、県作成の災害時快適トイレ計画及びトイレ計画アクションプランを参考に、施策を推進する必要がある。
- 大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透させる必要がある。
- 避難所におけるトイレの衛生環境を改善し、ノロウイルスなどの感染症の蔓延を防ぐとともに、トイレの衛生環境に起因する災害関連死を防ぐ必要がある。(再掲)

(重要業績指標)

- ・ 学校の空き教室を活用した要配慮者スペースの確保 — (H30)
- ・ 避難所物資の整備 (簡易ベッド、毛布等寝具)  
簡易ベッド3台、毛布879枚 (H30)
- ・ 要保護児童のリスク管理の実施 (マニュアル整備) — (H30)
- ・ 農業集落排水施設、林業集落排水施設の耐震化、長寿命化 (再掲)  
— (H30)
- ・ 公共施設 (指定避難所) のトイレ設備洋式化 (再掲) 35.35% (H30)
- ・ 簡易トイレ設備の確保 (再掲) 134台 (H30)
- ・ 物資拠点整備 (プッシュ型支援に対応できる備蓄倉庫) (再掲) — (H30)

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1) 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

- 町は公共の安全と秩序の維持を図るため、警察署と連携をとり、治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る。

#### 3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ

- 関係機関において、庁舎の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、代替不能機器等の保全、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。また、臨時情報が発表された場合には、後発地震に備え、水・食料等の備蓄、非常用発電装置やコンピュータ・システム等重要資機材点検等の所要の措置を実施する体制づくりを行う必要がある。
- 地域防災計画など災害対応に必要な事項について見直し、他市町村との連携強化を図り、合同訓練等を実施しているところであるが、必要に応じさらに見直しを行い、訓練の習熟度を高めていく必要がある。(再掲)
- エネルギー供給リスクの分散を図るため、自然エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を促進する 必要がある。(再掲)
- 電力供給遮断などの非常時に、防災拠点等（公共施設等）において、高い給電機能を有するPHV・EV・FCVを活用し、初動対応に必要不可欠な電力を供給する必要がある。
- 町役場が被災しても、被災者支援をはじめ速やかに各種の自治体業務が再開できるよう、自治体の業務システムのクラウド化や発災直前の各種住民データを県外に保管するなど、住民データの遺失を防ぐとともに、自治体機能の早期復旧を図るための対策を講じる必要がある。
- 行政機関のBCP（業務継続計画）の策定や災害対策本部の初動体制の充実・強化など機能不全に陥らない体制を整備しているところであるが、継続的な見直しや訓練を実施し、職員の災害対応力の向上が必要である。また、本庁舎が被災した場合にも、災害対応を円滑に実施するため、代替機能を持つ拠点における防災機能の強化を図る必要がある。
- 南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に見舞われると行政機能は著しく低下する。また、平時に比して業務量も膨大となる中でも、迅速かつ円滑な復旧・復興が図られるよう、あらかじめ、その対策手順を明確化しておく必要がある。
- 災害発生時の被災自治体においては、災害のフェーズに応じた災害対応、そのための推進体制の整備や進捗把握などの管理、応援職員の緊急確保などの「災害マネジメント」が求められる。このため、町は実践的な研修や訓練を通じて、マネジメント人材の育成を行う必要がある。
- 防災拠点となる施設への自家発電設備の導入などを進めているところであるが、自立分散型エネルギー設備の導入に加え、LPガスの活用など、災害時におけるエネルギー供給の多様化を検討する必要がある。(再掲)

(重要業績指標)

- ・ 那賀町業務継続計画（BCP）の見直し 整備済み（H30）
- ・ 職員図上訓練の実施 1回目実施（H31）
- ・ 徳島県災害マネジメント総括支援員研修への参加 参加（H30）
- ・ 那賀町行政情報システムクラウド化整備 —（H30）
- ・ 災害時における基幹系電算システムの相互支援体制に関する協定の締結  
—（H30）
- ・ 発電機器の整備（ガス発電機、太陽光パネル自立型、発電機能付き自動車等）  
（再掲） —（H30）
- ・ 簡易サービスステーションの整備（再掲） —（H30）
- ・ 公共施設・集会所等耐震化促進（再掲） —（H30）

#### 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

##### 4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、耐災害性のある通信回線の提供を通信事業者と協議しておく必要がある。
- 通信事業者等の回線が停止した場合にも被災状況の確認や復旧活動等に支障を及ぼさないよう、衛星携帯電話の配備等による代替性の確保を図る必要がある。
- エネルギー供給リスクの分散を図るため、自然エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を促進する必要がある。(再掲)
- 道路の寸断による孤立化に備え、空からの救助・救出や物資の輸送を可能とし、迅速かつ円滑に、災害応急対策を実施できるよう、ヘリポートの整備及び通信手段の確保を促進する必要がある。(再掲)
- 孤立化集落発生時に外部との通信手段を確保するための資機材の整備や避難所の機能強化を促進しているところであるが、進捗途上にあるためさらに推進するとともに、継続的に通信訓練を実施する必要がある。(再掲)
- 消防署、消防団の体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図るとともに、施設の整備、情報通信機能の耐災害性の強化・高度化を着実に推進する必要がある。(再掲)
- 準天頂衛星システム等(県貸与備品)を活用した防災機能の強化等を進める必要がある。
- 災害時情報共有システムと防災関係機関等が運用するシステムの連携を進め、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。
- 「那賀町減災コミュニケーションシステム」の導入に伴い、屋外子局、タブレット端末、防災アプリを運用しているが、非常時に混乱を生じないように、職員の放送訓練や機器の定期的なメンテナンス等を行う必要がある。
- 消防団に関して、すべての消防車両にIP無線機を配備し、大規模災害時や火災発生時の連絡体制を確立したが、非常時に混乱を生じないように、定期的な訓練、機器のメンテナンスを行う必要がある。
- 木沢地区、木頭地区においては山が高く、入り組んだ地区が多いため、従来のアナログ移動系無線の活用が必須である。このため維持管理を行う必要がある。

##### (重要業績指標)

- |   |            |
|---|------------|
| ・ 県総合防災訓練参加、図上訓練の実施(再掲)                               | 毎年度(H30)   |
| ・ ケーブルテレビ通信網の強靱化(再掲)                                  | 事業執行中(H30) |
| ・ 孤立集落への衛星携帯電話等の配備(再掲)                                | 8機(H30)    |
| ・ 那賀町減災コミュニケーションシステム設備更新<br>(屋外子局、タブレット端末、バッテリー等)(再掲) | 運用中(H30)   |
| ・ アナログ移動系無線通信機器整備(再掲)                                 | —(H30)     |
| ・ 発電機器の整備(ガス発電機、太陽光パネル自立型、発電機能付き自動車等)<br>(再掲)         | —(H30)     |
| ・ ヘリポート整備(再掲)   | 設計調査中(H30) |

#### 4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の浸水対策や燃料備蓄に努める必要がある。(再掲)
- BCPや災害対応マニュアルを策定し、関係機関と連携した訓練等により、大規模災害時においても、テレビ・ラジオ放送が中断することがないように対策を講じておく必要がある。

#### (重要業績指標)

- ・ 発電機器の整備 (ガス発電機、太陽光パネル自立型、発電機能付き自動車等)  
(再掲) — (H30)
- ・ ケーブルテレビ通信網の強靱化 (再掲) 事業執行中 (H30)

#### 4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 災害時情報通信ネットワークのデジタル化や多重化が進められるとともに、公共施設等における公衆無線LANの整備やJ-ALERTの普及、すだちくんメールやエリアメールの活用など情報伝達方法の強化が図られたところであるが、システムの安定運用や各種情報の普及啓発など、さらなる取り組みが必要である。
- 障がいのため意思疎通に支援が必要な方々に必要な支援を行うため、情報・意思疎通支援用具の支援を行うなど、引き続き制度の適正な執行を図るとともに、平素から個々の障がい特性に対する理解と認識を深め、いざという時に適切に対応できるようにするため、災害時に、障がい者を支援するための「ハンドブック」の周知や「研修」を実施していく必要がある。
- 「災害時要援護者対策」を効果的に進めるため、避難行動要支援者名簿の随時見直し、名簿の地域との共有及び避難行動要支援者の個別計画策定を促進する必要がある。
- 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やブロック塀の安全対策、自家発電設備の導入促進などにより、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。また、臨時情報が発表された場合を想定し、入居者等の安全確保やBCP等を定めるなどの防災対応を整備しておく必要がある。(再掲)
- 大雪等に伴う倒木によるライフラインの途絶や地域の孤立が発生した場合でも、被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の確保が必要である。(再掲)
- 浸水想定区域、震度分布などの防災情報を視覚的にわかりやすい地図情報として、インターネット上に公開することで、日頃から避難場所や避難経路などの確認できる環境を実現し、町民の防災意識向上を図っていく。また、住民の防災意識をさらに深めるため、防災啓発や避難訓練の充実等ソフト対策を推進する必要がある。(再掲)
- 地震や集中豪雨等による孤立集落の発生に備え、県が作成する「孤立可能性集落カルテ」を活用し、集落ごとの情報を一元的に収集・分析し、発災時の迅速かつ的確な支援へつなげる必要がある。(再掲)

- 防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める必要がある。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める必要がある。さらに、全ての防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る必要がある。(再掲)
- 後発地震が発生してからでは避難が間に合わない地域に居住する住民に対して、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認すること、また、臨時情報が発表された場合に備えに万全を期すよう努めること等を周知する必要がある。(再掲)
- 滞留旅客等のために避難所を設置した場合等において、災害救助法等による必要な支援を実施できる体制づくりが必要である。
- 臨時情報が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練の実施等により、臨時情報発表時における防災対応の体制整備・連携体制の強化、また臨時情報に関する住民理解の促進を図る。
- 臨時情報が発表されたことによる犯罪や混乱等の防止に努める必要がある。
- 臨時情報(南海トラフ地震臨時情報)への認知度が低く、また、発表頻度が高くないことが想定されるため、臨時情報の周知を継続的に行う必要がある。
- 臨時情報が発表された場合に、町や住民等がそれぞれ必要となる防災対応を実施できるよう、臨時情報の発表を正確に情報伝達する体制づくりや、住民等からの問い合わせ窓口の整備が必要である。
- 災害時の生活必需品や復旧資材等、消費生活に関する情報提供や相談体制の充実を図るとともに、平時から物資の備蓄や災害時に冷静な判断・行動が出来る訓練や連携体制を強化する必要がある。

(重要業績指標)

- ・ 避難行動要支援者に対する個別計画の作成  
(避難行動要支援者台帳は整備済み) — (H30)
- ・ 那賀町減災コミュニケーションシステム設備更新  
(屋外子局、タブレット端末、バッテリー等)(再掲) 運用中 (H30)
- ・ 「臨時情報」を活用した「防災対応」の計画策定(再掲)  
那賀町地域防災計画に記載 (R1)
- ・ 農業用ため池に関するデータベース整備・周知(再掲) 作成済み (H30)
- ・ 孤立集落への衛星携帯電話等の配備(再掲) 8機 (H30)
- ・ 避難所物資の整備(簡易ベッド、毛布寝具等)(再掲 ※詳細前述のとおり)
- ・ 発電機器の整備(ガス発電機、太陽光パネル自立型、発電機能付き自動車等)  
— (H30)

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

- 企業においては、「情報システム」、「通信手段」の多様化による情報共有、データ・重要文書の保全等を図る必要がある。

5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

- 県と徳島県石油商業組合が協定を締結し、災害時の緊急通行車両や災害拠点病院、避難所等の運営に必要な燃料の供給を行うこととしており、町は県と連携し、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう取り組んでいく必要がある。

(重要業績指標)

- ・ 県総合防災訓練参加、図上訓練の実施（再掲） 毎年度（H30）
- ・ 簡易サービスステーションの整備（再掲） —（H30）

5-3) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- 自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、応急対処能力の向上等を図るため、火災、爆発等を起こす可能性のある施設等にも呼びかけて訓練を実施する必要がある。

(重要業績指標)

- ・ 県総合防災訓練参加、図上訓練の実施（再掲） 毎年度（H30）

5-4) 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

- 県と連携し、災害時に金融サービスの機能停止の際の対応を協議、訓練しておく。
- 災害時の生活必需品や復旧資材等、消費生活に関する情報提供や相談体制の充実を図るとともに、平時から物資の備蓄や災害時に冷静な判断・行動が出来る訓練や連携体制を強化する必要がある。

(重要業績指標)

- ・ 県総合防災訓練参加、図上訓練の実施（再掲） 毎年度（H30）

5-5) 食料等の安定供給の停滞

- 農林水産業に係る生産基盤等については、災害対応力強化に向けたハード・ソフト対策の適切な推進を図っていく必要がある。
- 災害時の生活必需品や復旧資材等、消費生活に関する情報提供や相談体制の充実を



図るとともに、平時から物資の備蓄や災害時に冷静な判断・行動が出来る訓練や連携体制を強化する必要がある。(再掲)

- 緊急物資の確実な供給体制を構築するため、物資の集積拠点を強化する必要がある。(再掲)
- 大規模災害時に備え、県や他町村との相互応援協定の締結・改定や、家庭等における備蓄を推進しているところであるが、救援物資等の備蓄・輸送体制を確立し、受援体制についても整備を推進していく必要がある。(再掲)
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。(再掲)
- 県と連携し、大規模災害時に備えた生活必需品等の支援物資の供給に関し、支援協定を締結した民間企業等と、支援物資等の確保、搬送体制の確立のための図上訓練を行い、発災時の迅速な生活必需品等の確保・搬送に向け、様々な被害を想定した訓練を実施する必要がある。(再掲)
- 災害時の物資供給に係る協定の締結を引き続き進めるとともに、「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づいた、食料備蓄等を継続する必要がある。(再掲)

(重要業績指標)

- ・ 緊急輸送道路に接続する町道等の橋梁や設置物の点検整備  
(再掲 ※詳細前述のとおり) (H30)
- ・ 町道(改良工事、舗装工事)(再掲) 事業執行中(H30)
- ・ 物資拠点整備(プッシュ型支援に対応できる備蓄倉庫)(再掲) — (H30)
- ・ 那賀町防災広場及び周辺整備 事業執行中(H30)

5-6) 農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- 工業用水道の管路については、優先度評価に基づき引き続き耐震化・老朽化対策に取り組む必要がある。また、大規模災害時に速やかに復旧するため、「工業用水道事業BCP」の充実・強化を図るとともに、緊急給水設備の整備、関係団体と訓練を通じての緊密な応援体制の強化に取り組む必要がある。
- 基幹的な農業水利施設について、耐震改修が必要な施設の計画的な耐震化を推進する必要がある。
- 地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組みを推進し、防災力を強化する必要がある。

(重要業績指標)

- ・ 農業用水路改良 事業執行中(H30)
- ・ 工業用水の確保及び設備の耐震化、長寿命化 — (H30)
- ・ 農業用ため池に関するデータベース整備・周知(再掲) 作成済み(H30)

## 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期に復旧させる

### 6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止

- エネルギー供給リスクの分散を図るため、自然エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を促進する必要がある。（再掲）
- 防災拠点となる施設への自家発電設備の導入などを進めているところであるが、自立分散型エネルギー設備の導入に加え、LPガスの活用など、災害時におけるエネルギー供給の多様化を検討する必要がある。（再掲）
- 災害時における電力供給に有効な燃料電池自動車や電気自動車などの導入促進及び、当該車両を保有する県、他市町村・民間事業者等との非常時における連携体制の構築が必要である。
- 発電施設の災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。
- 南海トラフ巨大地震の被害想定に加え、中央構造線・活断層地震の被害想定を平成29年7月31日に作成・公表したが、県HPやパンフレット等による啓発に努める必要がある。

#### （重要業績指標）

- ・ 発電機器の整備（ガス発電機、太陽光パネル自立型、発電機能付き自動車等）  
（再掲） —（H30）

### 6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 水道施設の耐震化や水道未普及地の整備については、人口減少や核家族化に伴い、非効率で、高コスト構造となり、また、老朽化した水道施設の更新問題等で進捗が図られていない状況である。さらに、補助の採択基準が厳しい上、補助率も低い状況である。このため、スケールメリットを活かし効率的・効果的な事業運営を図るため、町の圏域を越えた水道事業の広域連携や広域化を促進するとともに、国へ補助採択基準の緩和や、補助率の向上を提言する必要がある。
- 大規模災害時においても、利水施設としての機能が保持され、効用が発揮されるよう、予防的対策を推進する必要がある。
- 「液状化」については、公表した被害想定をもとに、地域の実情にあった効果的な防災・減災対策を、さらに加速化させる必要がある。
- 南海トラフ巨大地震の被害想定に加え、中央構造線・活断層地震の被害想定を平成29年7月31日に作成・公表したが、県HPやパンフレット等による啓発に努める必要がある。（再掲）
- 災害時の応急給水や復旧活動のための計画の策定を促進し、今後さらに地下水や再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。（再掲）

#### （重要業績指標）

- ・ 水道施設耐震化・長寿命化（再掲） —（H30）

#### 6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 浄化槽については、合併処理浄化槽の普及を促進する必要がある。また、浄化槽台帳データの更新を進め、設置・管理状況の把握を促進する必要がある。
- 農業集落排水施設、林業集落排水施設の老朽化機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に推進する必要がある。
- 南海トラフ巨大地震の被害想定に加え、中央構造線・活断層地震の被害想定を平成29年7月31日に作成・公表したが、県HPやパンフレット等による啓発に努める必要がある。(再掲)
- 下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠における耐震化を進める。また、熊本地震(H28)を受けて改訂した下水道BCP策定マニュアル等を踏まえ、下水道BCPをブラッシュアップさせる必要がある。(再掲)
- 「液状化」については、公表した被害想定をもとに、地域の実情にあった効果的な防災・減災対策を、さらに加速化させる必要がある。(再掲)

#### (重要業績指標)

- ・ 農業集落排水施設、林業集落排水施設の耐震化、長寿命化(再掲) — (H30)

#### 6-4) 陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

- 緊急輸送道路等の交通施設の災害対応力を強化するため、各施設の整備・耐震化を図るとともに、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり等の対策を推進する必要がある。
- 緊急輸送道路を補完する農林道の整備を推進するとともに、迂回路として活用できる農林道等について、被災状況や、通行可否等の情報を道路管理者間で共有する連絡体制が必要である。
- 災害時情報共有システムを適切に運用することにより、通行可能ルート of 把握等を迅速に行うことができることから、防災機関やライフライン事業者等とも情報を共有し、円滑に運用できるよう訓練を定期的実施する必要がある。
- 発災後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧を行うため、なお一層、関係機関との情報収集・共有体制を整える必要がある。
- 発災後、迅速な通行経路啓開に向けて、緊急交通路等の指定及び確保を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用を行う必要がある。
- 南海トラフ巨大地震の被害想定に加え、中央構造線・活断層地震の被害想定を平成29年7月31日に作成・公表したが、県HPやパンフレット等による啓発に努める必要がある。(再掲)
- 交通施設については、電柱、沿道を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。また、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める必要がある。(再掲)
- 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防等対策を着実に推進する必要がある。また、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急

輸送路を補完する農林道の整備を推進する必要がある。(再掲)

- 孤立集落の発生を防止するため、生命線道路の整備を進めるとともに、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化、斜面对策及び重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり等対策を着実に推進する必要がある。また、既存の物流機能等を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、高速道路等へのアクセス性の向上、緊急輸送道路を補完する農林道の整備等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組み等を促進する必要がある。さらに、早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策を検討するとともに、訓練を実施する必要がある。(再掲)
- 帰宅困難者を発生させないよう、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、海岸等対策を推進し、必要な交通を確保する必要がある。また、交通インフラの早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策を検討するとともに、訓練を実施する必要がある。(再掲)
- 災害派遣医療チーム(DMAT)等の支援ルートを確保するため、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり対策の着実な推進と支援物資物流を確保する必要がある。(再掲)
- 「液状化」については、公表した被害想定をもとに、地域の実情にあった効果的な防災・減災対策を、さらに加速化させる必要がある。(再掲)

(重要業績指標)

- ・ 緊急輸送道路に接続する町道等の橋梁や設置物の点検整備  
(再掲 ※詳細前述のとおり)(H30)
- ・ 町道(改良工事、舗装工事)(再掲) 事業執行中(H30)
- ・ 迂回路としての農林道の整備(再掲) 事業執行中、調査設計中(H30)

6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- 大規模地震想定地域等における河川堤防などの防災インフラについては、完了に向けて計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進める必要がある。
- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、徳島県緊急災害対策派遣チーム(TEC-徳島)との連携体制の整備が必要である。
- 災害時情報共有システムと防災関係機関等が運用するシステムの連携を進め、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。(再掲)
- 国と連携し、砂防・治山・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえる必要がある。特に近年の土砂災害発生状況等を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する必要がある。また要配慮者利用施設に対する対策を推進する必要がある。(再掲)
- 孤立集落の発生を防止するため、生命線道路の整備を進めるとともに、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化、斜面对策及び重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり等対策を着実に推進する必要がある。また、既存の物流機能等を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、高速道路等へのアクセス性の向上、緊急輸送道路を補完する農林道の整備等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組み等を促進する必要がある。さらに、早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策

を検討するとともに、訓練を実施する必要がある。(再掲)

- 災害派遣医療チーム(DMAT)等の支援ルートを確保するため、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり対策の着実な推進と支援物資物流を確保する必要がある。(再掲)

(重要業績指標)

- ・ 緊急輸送道路に接続する町道等の橋梁や設置物の点検整備  
(再掲 ※詳細前述のとおり) (H30)
- ・ 町道(改良工事、舗装工事)(再掲) 事業執行中 (H30)
- ・ 迂回路としての農林道の整備(再掲) 事業執行中、調査設計中 (H30)

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 消防署、消防団の体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図る。
- 密集市街地における住環境改善、防災性の向上等を図る必要がある。(再掲)
- 消防力の強化については、消防組織法により、消防庁が定める基準に基づき、消防職員・消防団員の教育訓練を、計画に沿って行う必要がある。(再掲)
- 沿道の建物倒壊による被害の回避や、避難路確保の観点から、関係機関と連携した取組みを推進する必要がある。(再掲)
- 火災予防、通電火災防止、危険物事故防止対策等の啓発を推進するとともに、感震ブレーカーや住宅用火災報知器の設置の促進を図る必要がある。(再掲)
- 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等について、設置を促進するとともに、常備消防の体制強化、消防団員の確保対策を促進する必要がある。(再掲)

#### (重要業績指標)

- ・ 新規消防団員（女性班含む）の加入促進及び訓練の実施（再掲）  
613人（うち女性班17人）（H30）
- ・ 救急車両・消防車両の更新（再掲）  
毎年度順次更新（H30）
- ・ 消防水利の確保（消火栓、防火水槽、消防道）（再掲）  
—（H30）

### 7-3) 沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防署、消防団の体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図るとともに、関係機関との連携が十分に機能しないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。(再掲)
- 住宅・建築物等の耐震化率は、支援制度の充実を図ること等により一定の進捗がみられるが、私有財産である建築物の耐震化を行うか否かは、最終的に所有者の自発的意志により決められることから、関係機関との連携の下、個々のニーズに的確に対応したきめ細やかな対応が必要である。(再掲)
- 町営住宅の倒壊・損傷による被害の回避や、施設の長寿命化を推進する必要がある。
- 沿道の建物倒壊による被害の回避や、避難路確保の観点から、関係機関と連携した取組みを推進する必要がある。(再掲)
- 発災後、迅速な通行経路啓開に向けて、緊急交通路等の指定及び確保を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用を行う必要がある。(再掲)
- 交通施設については、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。また、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める必要がある。(再掲)

(重要業績指標)

・木造住宅耐震化促進（再掲）	耐震化支援策実施（H30）
・木造住宅等の耐震化率（再掲）	42.40%（H30）
・老朽危険建築物（空き家等）除却戸数（再掲）	42戸（H30）
・老朽公共施設等解体撤去促進	—（H30）

7-4) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

- 防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める必要がある。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める必要がある。さらに、全ての防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る必要がある。（再掲）
- 大規模地震における盛土造成地の滑動崩落や液状化等の宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地マップを公表し、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める必要がある。（再掲）
- 国と連携し、砂防・治山・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえる必要がある。特に近年の土砂災害発生状況等を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する必要がある。また要配慮者利用施設に対する対策を推進する必要がある。（再掲）
- 自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ、取組みを推進する必要がある。また、あわせて、土砂災害警戒区域等の指定による警戒避難体制の強化や住民への啓発等のソフト対策を組み合わせて実施していく必要がある。
- 大規模災害時において、治水上必要なダムの機能が維持されるよう、ダム管理施設の予防保全対策を推進する必要がある。
- 南海トラフ巨大地震や集中豪雨により深層崩壊や地すべりが発生し、天然ダム等が形成された場合、湛水や天然ダムの決壊による二次災害の発生のおそれがあることから、住民へ迅速に避難情報が出せるよう体制づくりを行う必要がある。

(重要業績指標)

・森林の荒廃抑制、適正管理	事業執行中、調査設計中（H30）
・農業用ため池に関するデータベース整備・周知（再掲）	作成済み（H30）

7-5) 有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃

- 化学物質や毒物・劇物を保有する企業は、その大規模拡散や流出を防止するため、必要な資機材の整備、訓練等を実施する必要がある。
- 国において、高圧ガス等の漏洩を防止するための耐震基準の改定が行われており、

高圧ガス事業者は、対策を進める必要がある。

- 総合防災訓練・図上訓練の実施については、自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び災害対策本部設置（図上訓練）など、応急対処能力の向上等を図るため、引き続き訓練を実施する必要がある。（再掲）
- 町は、平時から化学物質や毒物・劇物の保有・保管状況等の実態把握に努めるとともに、設備や保管方法の見直しを適切に行うよう指導し、事業者の適正管理により、地震による流出の防止を図る必要がある。

（重要業績指標）

- ・ 県総合防災訓練参加、図上訓練の実施（再掲） 毎年度（H30）

#### 7-6) 農地・森林等の被害による県土の荒廃

- 森林の荒廃により森林の国土保全機能（土砂災害防止・洪水緩和）が損なわれ、巨大地震や地球温暖化に伴う集中豪雨により山地災害リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等の森林整備や治山対策・砂防対策・地すべり防止対策等を推進するとともに、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要がある。また、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を促進する必要がある。（再掲）
- 農林水産業に係る生産基盤等については、災害対応力強化に向けたハード・ソフト対策の適切な推進を図っていく必要がある。（再掲）
- 基幹的な農業水利施設について、耐震診断を実施した結果、耐震改修が必要な施設の計画的な耐震化を推進する必要がある。（再掲）
- 管理不十分な森林が拡大し、森林が有する重要な水資源及び県土の保全機能の低下が懸念されることから、平成26年4月に施行した「徳島県豊かな森林を守る条例」、平成31年4月に施行された「森林環境譲与税」を財源とした「新たな森林管理制度」に基づき、森林の適正な管理・保全を促すとともに、公有林化や間伐等の森林整備を推進し、森林の荒廃を防ぐ必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組みを推進する必要がある。
- 林業・木材産業を活性化させることにより、森林の保全を図る必要があることから、平成25年4月には、「徳島県県産材利用促進条例」を施行するとともに、県産材の生産・消費量の倍増を目標とした「林業プロジェクト」を推進しているところであり、今後も災害に強い健全な森林育成のため、町産材の利用を促進する必要がある。
- 地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組みを推進し、防災力を強化する必要がある。（再掲）
- 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を適切に実施した上で、地域に根ざした植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。

（重要業績指標）

- ・ 森林境界明確化面積実施率 17.13%（H30）
- ・ 間伐等森林整備面積 786ha（H30）
- ・ 町産材の生産量 92,047m<sup>3</sup>（H30）



- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| ・土砂災害を発生させない森林保全整備 | — (H30)           |
| ・森林の荒廃抑制、適正管理      | 事業執行中、調査設計中 (H30) |
| ・農業用水路改良           | 事業執行中 (H30)       |

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物等の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- 町、県、民間事業者団体、他市町村等による連携訓練を実施するなど実効性を高めていく必要がある。
- 災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る必要がある。
- 効果的な広域連携体制及び広域処理における災害廃棄物等の輸送手段としてダンプ等の交通路確保に加えて、貨物鉄道や海上輸送等についても検討する必要がある。(再掲)
- 既存の処理施設(焼却施設、破碎機等)だけでは、災害廃棄物等の処理に長期間を要することから、仮設焼却炉の設置等についても検討する必要がある。
- 県が平成25年に公表した南海トラフ巨大地震被害想定に基づき推計した災害廃棄物等の発生量にあわせ、仮置場の候補地の選定を促進する必要がある。

(重要業績指標)

・那賀町クリーンセンター建設	事業完了 (R1)
・災害廃棄物集積場所の確保	— (H30)
・老朽公共施設等解体撤去促進 (再掲)	— (H30)
・県総合防災訓練参加、図上訓練の実施 (再掲)	毎年度 (H30)

8-2) 地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等のBCPの策定や将来の担い手育成、地域のコミュニティ力を高める取組みを進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。また、復興ビジョンに基づき、復興まちづくり計画をあらかじめ策定し、復興ビジョンに定めた強靱な地域像に向け、平時から戦略的に整備を進めていく必要がある。
- 道路啓開等にあたっては、国等との情報共有を図り、道路啓開計画の実効性向上に向け、訓練等を積み重ねる必要がある。
- 復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。
- 県技術職員OBからなる防災エキスパート、山地防災ヘルパー、砂防ボランティア等の協力を得て、国から派遣されるTEC-FORCEとの連携体制の整備、訓練を行う必要がある。
- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防署、消防団の体制整備や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図るとともに、関係機関との連携が十分に機能しないおそれがあることから、それら

の耐災害性の向上を図る必要がある。(再掲)

- 消防署、消防団機能の大幅な低下を回避するため、施設等の整備を進めるとともに、消防の緊急車両が被災後に使用できない事態を招かないよう対策を検討する必要がある。
- 震災からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、事前復興の取組みを検討する必要がある。
- 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、県民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。(再掲)
- 消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化に努めているところであるが、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。(再掲)
- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、徳島県緊急災害対策派遣チーム(TEC-徳島)との連携体制の整備が必要である。(再掲)
- 自主防災組織について組織率100%を目指し、かつ、活動の活性化について支援を行うとともに、消防団の強化や各地域における防災リーダーの育成を図り、さらに訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る必要がある。
- 被災者生活再建支援制度の充実については、支給対象の拡大や被害認定方法の簡素化などを国に要望し、制度の充実を働きかける必要がある。
- 平時は地域住民の交流施設、災害時は要配慮者の福祉避難所としての機能を実装する「地域生活支援拠点」を整備し、地域の絆を深め、互いに支え合う地域共生社会の実現を図る必要がある。
- 万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。このため、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、復興事前準備について検討する必要がある。

(重要業績指標)

・ 自主防災会避難訓練の実施、資機材の充実	毎年度 (H30)
・ 被災者台帳システムの整備、導入	— (H30)
・ 事前復興計画の策定	— (H30)
・ 県総合防災訓練参加、図上訓練の実施 (再掲)	毎年度 (H30)
・ 新規消防団員 (女性班含む) の加入促進及び訓練の実施 (再掲)	613人 (うち女性班17人) (H30)
・ 救急車両・消防車両の更新 (再掲)	毎年度順次更新 (H30)
・ 消防水利の確保 (消火栓、防火水槽、消防道) (再掲)	— (H30)
・ 公共施設・集会所等耐震化促進 (再掲)	— (H30)

8-3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

- 地震等に伴う地盤沈下等による長期にわたる浸水対策としては、排水ポンプ車による浸水排除が効果的であることから、排水ポンプ車を保有している国土交通省と連携し、情報伝達訓練及び排水ポンプ車稼働訓練を行い能力の向上に努める必要がある。
- 地震による浸水への対策を着実に推進するため、河川堤防の耐震化整備を引き続き推進する必要がある。

(重要業績指標)

- ・ 県浸水対策工事に付随する町単独事業の実施 (再掲) 事業執行中 (H30)

8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失

- 「文化財災害対応マニュアル」により、所有者等に文化財の耐震化についての意識向上を図る必要がある。
- 文化財の喪失を防ぐためには、平時から県民の文化財保護意識を醸成する必要がある。
- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。
- 美術館(博物館相当施設)における展示方法・収蔵方法を点検・改善し、来館者や展示・収蔵資料の被害を最小限にとどめることが必要である。また、関係機関・団体との連携を深め、災害発生時にスムーズな文化財レスキュー活動ができるよう態勢を整えるとともに、展示・収蔵資料のほか、各地の有形無形の文化財等を映像等に記録し、有形文化財の修繕や無形文化財の継承・復興に役立てるため、アーカイブしておく必要がある。
- 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取組み等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組んでいく必要がある。

8-5) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 東日本大震災で実証されたように、復旧復興は、災害に強い高速道路等を起点として行われており、また、発災後、確実かつ円滑に救援・救助活動を行うため、緊急輸送道路に接続する町道等の整備が必要である。(再掲)
- 緊急輸送道路等に接続する町道の橋梁の耐震化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防等対策を着実に推進する必要がある。また、複数の輸送ルート確保を図るため、緊急輸送路を補完する農林道の整備を推進する必要がある。(再掲)
- 帰宅困難者を発生させないように、町道の橋梁等の耐震化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防等対策を推進し、必要な交通を確保する必要がある。また、交通インフラの早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策を検討するとともに、訓練を実施する必要がある。(再掲)

- 災害派遣医療チーム(DMAT)等の支援ルートを確保するため、緊急輸送道路等に接続する町道の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり対策の着実な推進と支援物資物流を確保する必要がある。(再掲)
- 各分野の関係機関・団体等における復興のための検討の促進については、事前復興の取組みを検討する必要がある。
- 町は、橋梁やトンネルなどインフラ施設については、個別に長寿命化計画の策定が推進されているところであるが、将来の人口推計や財政状況等を勘案した「公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、「老朽施設の戦略的な長寿命化」、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を実現し、計画を戦略的に実行していくため、情報の管理・共有をはじめ、全庁的な推進体制の構築を図る必要がある。(再掲)

(重要業績指標)

- ・ 橋梁長寿命化修繕計画の更新 計画策定済み (H30)
- ・ トンネル長寿命化修繕計画の更新 計画策定済み (H30)
- ・ 緊急輸送道路に接続する町道等の橋梁や設置物の点検整備  
(再掲 ※詳細前述のとおり) (H30)
- ・ 町道(改良工事、舗装工事)(再掲 ※詳細前述のとおり)  
事業執行中 (H30)
- ・ 迂回路としての農林道の整備(再掲) 事業執行中、調査設計中 (H30)

8-6) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- 防災関係機関が、被災状況等を同一のGIS上で情報共有できる災害時情報共有システムを活用し、大規模災害発生時における空地の利用について、平時から情報共有を図る必要がある。
- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から若年者や女性雇用の取組みを拡充することにより建設業への入職の促進を図るとともに、県と連携し、技術者等のためのセミナー等を開催し、就業者の定着を図る必要がある。
- 高齢人口が増加し、今後大量の相続が発生する時期を迎える中、所有者不明土地が一層増加することが見込まれる。このため、所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続きを合理化する特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする新制度、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧復興のための用地確保の円滑化に資するよう必要がある。さらに、相続による所有権移転等を登記に反映させる仕組みや、管理不全な土地等を手放すことができる仕組み等、登記制度及び土地所有権等の在り方について国に提言する必要がある。
- 被災後に早期かつ的確に復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、復興事前準備について検討するとともに、復興事前準備に取り組みやすい体制を検討する必要がある。
- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査や被災宅地危

危険度判定の迅速化など、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知していく必要がある。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく必要がある。

- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時に応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておく必要がある。
- 南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に見舞われたとしても、速やかな復興が図られるよう、集団移転の事前計画策定、災害廃棄物仮置場や仮設住宅用地の確保、復興計画策定に必要な基本的データの整備などハード・ソフト面における事前復興（事前準備）を進めておく必要がある。
- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておく必要がある。地籍調査は、集中豪雨などによる土砂災害が想定される山地災害関連地域などの「防災・減災対策関連地域」において重点的に促進しているが、進捗率は低く、さらに促進を図る必要がある。
- 大規模災害発生後において、迅速に被災者の生活再建を支援するため、職員に対し、罹災証明発行の前提となる住家被害認定調査が円滑に行えるよう、実践的な研修を実施し、専門人材を養成する必要がある。

（重要業績指標）

・ 地籍調査進捗率	27.02% (H30)
・ 地籍調査事業の促進	事業執行中 (H30)
・ 住家被害認定調査職員登録者数	2人 (H30)
・ 被災建築物応急危険度判定士の確保人数	6人 (H30)
・ 被災宅地危険度判定士の確保人数	12人 (H30)
・ 仮設住宅用地の確保、検討（建設可能戸）	748戸 (H30)
・ 被災者台帳システムの整備、導入（再掲）	— (H30)
・ 事前復興計画の策定（再掲）	— (H30)

8-7) 速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

- 大規模災害の発生による被災状況を、国や他の都道府県へ情報発信し、応急対策期からの受援体制を構築するとともに、復旧・復興期に至るまで、切れ目なく広域支援を受け入れる体制づくりが必要である。
- 災害救助法や被災者生活再建支援法など、被災者支援の仕組みについて、平時から説明会等を通じて的確に周知し、対応力向上を図る必要がある。
- 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物の広域輸送に関する体制の構築を図っておく必要がある。また、被災地からの人口流出を防ぐための速やかな復興には、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりトレーニングの実施など、平時から復興を見据えた検討や復興への考え方を浸透させる必要がある。

- 大規模災害からの被害軽減・早期復旧を図るため、BCPの策定を推進するとともに、訓練などにより策定されたBCPの実効性を向上させる必要がある。
- 災害時に被災箇所の円滑な調査・復旧を進める上で、小型無人機・ドローンの新たな活用策の研究・検討や精通した技術者の育成が必要である。
- 県と連携し、民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。(再掲)
- 災害訓練や救急勉強会等を継続して実施するとともに、災害対策マニュアルやBCPの整備について、訓練による検証を通じた見直しを適宜行うとともに、災害訓練や救急勉強会等を継続して実施することにより、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る必要がある。(再掲)
- 下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠における耐震化を進める。また、熊本地震(H28)を受けて改訂した下水道BCP策定マニュアル等を踏まえ、下水道BCPをブラッシュアップさせる必要がある。(再掲)
- BCPや災害対応マニュアルを策定し、関係機関と連携した訓練等により、大規模災害時においても、テレビ・ラジオ放送が中断することがないように対策を講じておく必要がある。(再掲)
- 企業BCPの策定は、災害発生時における企業の「被害軽減」と「早期の事業再開」の観点から、重要性が高いものであり、平成26年3月に、新たに全業種を対象とした「企業BCP認定制度」を創設するとともに、徳島大学や経済団体との連携による図上訓練等の実践的な研修や専門家派遣による指導など、企業のBCP策定に向けた支援を行っている。今後とも、県内企業に対するBCP策定やサプライチェーンの寸断による生産力の低下を招かないよう、製造業と物流事業者間など、サプライチェーンを構成する企業間のBCPについても促進する必要がある。(再掲)
- 工業用水道の管路については、優先度評価に基づき引き続き耐震化・老朽化対策に取り組む必要がある。また、大規模災害時に速やかに復旧するため、「工業用水道事業BCP」の充実・強化を図るとともに、緊急給水設備の整備、関係団体と訓練を通じて、緊密な応援体制の強化に取り組む必要がある。(再掲)
- 震災からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、事前復興を検討する必要がある。(再掲)
- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等のBCPの策定や将来の担い手育成、地域のコミュニティ力を高める取組みを進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。また、復興ビジョンに基づき、復興まちづくり計画をあらかじめ策定し、復興ビジョンに定めた強靱な地域像に向け、平時から戦略的に整備を進めていく必要がある。(再掲)
- 道路啓開等にあたっては、国等との情報共有を図り、道路啓開計画の実効性向上に向け、訓練等を積み重ねる必要がある。(再掲)
- 被災後に早期かつ的確に復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、復興事前準備を検討する。(再掲)

○ 万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。このため、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、復興事前準備に取り組みやすい環境を検討する必要がある。(再掲)

(重要業績指標)

- |                                   |             |
|-----------------------------------|-------------|
| ・ 工業用水の確保及び設備の耐震化、長寿命化 (再掲)       | — (H30)     |
| ・ 事前復興計画の策定 (再掲)                  | — (H30)     |
| ・ 農業集落排水施設、林業集落排水施設の耐震化、長寿命化 (再掲) | — (H30)     |
| ・ 那賀町業務継続計画 (BCP) の見直し (再掲)       | 整備済み (H30)  |
| ・ 職員図上訓練の実施                       | 1回目実施 (H31) |
| ・ ケーブルテレビ通信網の強靱化 (再掲)             | 事業執行中 (H30) |
| ・ 被災者台帳システムの整備、導入 (再掲)            | — (H30)     |



## 横断的分野の脆弱性評価結果

### リスクコミュニケーション分野

- 自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、県、その他の関係者が、震災や大規模災害における男女共同参画等の様々な視点及び要配慮者をはじめとするあらゆる者の人権に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、防災訓練を実施する等相互に緊密に連携、協働することにより、大規模災害対策を着実に実施する必要がある。
- 発達段階に応じた防災教育を推進し、地域の「防災リーダー」となる防災を担う人材を育成する必要がある。
- リスクコミュニケーションが成立する前提となる関係者間の信頼関係は、対話を重ねることで構築されていくものであることから、リスクコミュニケーションの実践を企画・運営する、又は場の進行やまとめを行う機能を担う人材（媒介機能を担う人材）を育成する必要がある。
- 児童生徒の災害に適切に対応する能力、主体的に判断し、行動する能力を高めるため、各学校が家庭・地域・関係機関と連携した防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。
- 職員の防災に対する意識向上を図るため、災害対策本部を模した図上訓練を行い、災害時に何をすべきか意識の改革を行う。また、BCPや職員初動マニュアルの見直しを行い、災害に立ち向かえるような職員の育成を図る。

### (重要業績指標)

- ・「臨時情報」を活用した「防災対応」の計画策定（再掲）防災計画に記載（R1）
- ・要保護児童のリスク管理の実施（マニュアル整備）（再掲）—（H30）
- ・事前復興計画の策定（再掲）—（H30）
- ・職員図上訓練の実施（再掲）1回目実施（H31）
- ・自主防災会避難訓練の実施、資機材の充実（再掲）毎年度実施（H30）

### 人材育成分野

- 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、総合防災訓練等の各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進する必要がある。特に、災害現場での応急対応については、広域支援や夜間対応などの様々な事態も想定した体制整備・人材の育成を図ることに加えて、消防団等の充実強化を推進する必要がある。また、災害医療に携わる人材養成及び体制整備に取り組む必要がある。
- 被災者の生活の迅速な復旧を図るため、避難所運営、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる職員の育成が必要である。
- 道路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る必要がある。
- 大規模災害発生時においても罹災証明発行の前提となる、住家被害認定調査を円滑に実施するため、職員に対し実践的な研修を実施し、専門人材を養成する必要がある。

- 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、町民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。(再掲)
- 消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化に努めているところであるが、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。(再掲)
- 災害発生時の被災自治体においては、災害のフェーズに応じた災害対応、そのための推進体制の整備や進捗把握などの管理、応援職員の緊急確保などの「災害マネジメント」が求められる。このため、県と連携し、職員に対する実践的な研修や訓練を通じて、マネジメント人材の育成を行う必要がある。(再掲)
- 町の災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る必要がある。(再掲)
- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等のBCPの策定や将来の担い手育成、地域のコミュニティ力を高める取組みを進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。また、復興ビジョンに基づき、復興まちづくり計画をあらかじめ策定し、復興ビジョンに定めた強靱な地域像に向け、平時から戦略的に整備を進めていく必要がある。(再掲)
- 復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。(再掲)
- 県技術職員OBからなる防災エキスパート、山地防災ヘルパー、砂防ボランティア等の協力を得て、国から派遣されるTEC-FORCEとの連携体制の整備、訓練を行う必要がある。(再掲)
- 自主防災組織について組織率100%を目指し、かつ、活動の活性化について支援を行うとともに、消防団の強化や各地域における防災リーダーの育成を図り、さらに訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る必要がある。(再掲)
- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から若年者や女性雇用の取組みを拡充することにより建設業への入職の促進を図るとともに、県と連携し、技術者等のためのセミナー等を開催し、就業者の定着を図る必要がある。(再掲)
- 災害時に被災箇所の円滑な調査・復旧を進める上で、小型無人機・ドローンの新たな活用策の研究・検討や精通した技術者の育成が必要である。(再掲)
- 大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透させる必要がある。(再掲)

(重要業績指標)

・ 防災士登録者数（再掲）	57人（H30）
・ 新規消防団員（女性班含む）の加入促進及び訓練の実施（再掲）	613人（うち女性班17人）（H30）
・ 県総合防災訓練参加、図上訓練の実施（再掲）	毎年度（H30）
・ 職員図上訓練の実施（再掲）	1回目実施（H31）
・ 徳島県災害マネジメント総括支援員研修への参加（再掲）	参加（H30）
・ 自主防災会避難訓練の実施、資機材の充実（再掲）	毎年度実施（H30）
・ 住家被害認定調査職員登録者数	2人（H30）
・ 被災建築物応急危険度判定士の確保人数	6人（H30）
・ 被災宅地危険度判定士の確保人数	2人（H30）

官民連携分野

- 道路啓開や緊急復旧工事、避難所の運営や生活支援、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間企業や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウを活用するための官民連携体制を確保する必要がある。これを実効あるものとするために、民間企業や業界団体との協定の締結や実践的な共同訓練の実施等の推進が必要である。また、自主防災組織の充実強化を進める必要がある。
- 災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、地方公共団体、ボランティア、NPO、これらの活動をコーディネートする中間支援組織など様々な主体の「連携・協働」が必要となる。同時に、被災地の地域特性に応じた支援とするには、被災自治体と社会福祉協議会、自治会、地域NPOが連携した受入体制の整備をする必要がある。更に、被災自治体が設置する災害対策本部において、官民連携を確実なものとする体制を検討する。
- 大規模広域災害が発生した場合、単独組織だけでは対応が困難になることから、BCPの充実に重要な役割を担う団体等が参画する「徳島県地域継続推進協議会」において、地域継続に係る諸課題について検討を行う必要がある。
- 町民、自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、県、市町村その他の関係者が、震災や大規模災害における男女共同参画等の様々な視点及び要配慮者をはじめとするあらゆる者の人権に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、防災訓練を実施する等相互に緊密に連携し、及び協働することにより、大規模災害対策を着実に実施する必要がある。（再掲）
- 物流の専門家と連携した図上訓練や実動訓練を実施し、大規模災害時における物資輸送体制の実効性を向上させる必要がある。（再掲）
- 通信販売事業者との協定による避難所への物資供給体制を確立し、避難者のきめ細かなニーズに対応する必要がある。（再掲）
- 町営工業用水道の管路については、優先度評価に基づき引き続き耐震化・老朽化対策に取り組む必要がある。また、大規模災害時に速やかに復旧するため、「工業用水道事業BCP」の充実・強化を図るとともに、緊急給水設備の整備、関係団体と訓練を通じて、緊密な応援体制の強化に取り組む必要がある。（再掲）
- 災害時に被災箇所の円滑な調査・復旧を進める上で、小型無人機・ドローンの新たな活用策の研究・検討や精通した技術者の育成が必要である。（再掲）

- 発災後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧を行うため、なお一層、関係機関との情報収集・共有体制を整える必要がある。(再掲)
- 町、県、民間事業者団体、他都道府県等による連携訓練を実施するなど実効性を高めていく必要がある。(再掲)
- 災害時に必要となる燃料の確保対策として、町内のガソリンスタンド等と協議し、優先的な供給体制を図るとともに、ガソリンスタンド不在地区においては簡易サービスステーションを検討し、燃料の安定供給を可能となるようにする。

(重要業績指標)

- ・ 県総合防災訓練参加、図上訓練の実施 (再掲) 毎年度 (H30)
- ・ 自主防災会避難訓練の実施、資機材の充実 (再掲) 毎年度実施 (H30)
- ・ 簡易サービスステーションの整備 (再掲) — (H30)

長寿命化対策分野

- 町民の日々の「生活」や「社会経済活動」は、道路、河川といった「公共インフラ施設」や、学校、文化・スポーツ施設、行政庁舎などの「ハコモノ施設」で支えられており、町民がそれぞれの「夢と希望」の実現に向け、心豊かな暮らしを送るためには、「これら公共施設の安全・安心の確保」が不可欠であるが、町はもとより、我が国全体において、高度成長期以降に集中的に建設された公共施設の老朽化が大きな課題となっている。
- こうした中、町では、橋梁やトンネルなどインフラ施設については、個別に長寿命化計画の策定が推進されているところであるが、「既存ストックの積極的な有効活用」や「老朽施設の戦略的な長寿命化」など、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を実現し、計画を戦略的に実行していくため、情報の管理・共有をはじめ、全庁的な推進体制の構築を図る必要がある。(再掲)
- 交通施設については、電柱等が、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。また、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める必要がある。(再掲)
- 災害時に本庁・支所間、孤立地域、県や関係機関への通信体制を維持できるよう、平常時から通信訓練等、維持管理、機器の更新等を行い、大規模災害時においても通信が可能なよう心掛ける。

(重要業績指標)

- ・ 学校施設の耐震化率 (再掲) 100% (H30)
- ・ 社会福祉施設等耐震化促進 (再掲) — (H30)
- ・ 公共施設・集会所等耐震化促進 (再掲) — (H30)
- ・ 公共施設等の耐震化率 (再掲) 75.8% (H30)
- ・ 老朽公共施設等解体撤去促進 (再掲) — (H30)
- ・ 緊急輸送道路に接続する町道等の橋梁や設置物の点検整備 (再掲 ※詳細前述のとおり) (H30)
- ・ 町道 (改良工事、舗装工事) (再掲 ※詳細前述のとおり) 事業執行中 (H30)

- ・ アナログ移動系無線通信機器整備（再掲） —（H30）
- ・ 水道施設耐震化・長寿命化（再掲） —（H30）
- ・ 那賀町減災コミュニケーションシステム設備更新  
（屋外子局、タブレット端末、バッテリー等）（再掲） 運用中（H30）
- ・ ケーブルテレビ通信網の強靱化（再掲） 事業執行中（H30）
- ・ 農業集落排水施設、林業集落排水施設の耐震化、長寿命化（再掲）  
—（H30）
- ・ 公共施設（指定避難所）のトイレ設備様式化（再掲） 35.35%（H30）
- ・ 工業用水の確保及び設備の耐震化、長寿命化（再掲） —（H30）

#### 過疎対策分野

- 人口の減少と高齢化が進んで「限界集落」が増加しており、「限界集落」の再生を図っていくには、継続的な地域経済の循環を実現するとともに、多様な主体によるハード・ソフト両面からの幅広い対策が実施できるよう国、県に要望していく必要がある。
- 大規模災害発生時に、孤立する可能性のある集落が多数存在していることから、災害に強い通信手段を確保するためには、衛星携帯電話だけでなく、アナログ移動系無線とアマチュア無線など、特に山間部においては地域の状況に応じた通信網の整備を行う必要がある。
- 地域情報サービスを安定かつ継続して提供するためには、大規模な基盤の改良、改修、更新が必要であり、財源の確保が大きな課題となっている。
- 医師の過疎地域における勤務に対する優遇措置等が不十分であるため、過疎地域の医師不足が深刻化しており、過疎地域における医療の維持・充実を図るため、予算面や制度面での一層の配慮が必要である。

#### （重要業績指標）

- ・ 緊急輸送道路に接続する町道等の橋梁や設置物の点検整備  
（再掲 ※詳細前述のとおり）（H30）
- ・ アナログ移動系無線通信機器整備（再掲） —（H30）
- ・ 孤立集落への衛星携帯電話等の配備（再掲） 8機（H30）
- ・ 発電機器の整備（ガス発電機、太陽光パネル自立型、発電機能付き自動車等）  
（再掲） —（H30）
- ・ 迂回路としての農林道の整備（再掲 ※詳細前述のとおり）  
事業執行中、調査設計中（H30）
- ・ 森林の荒廃抑制、適正管理（再掲 ※詳細前述のとおり）  
事業執行中、調査設計中（H30）
- ・ ヘリポート整備（再掲） 設計調査中（H30）
- ・ 避難所物資の整備（簡易ベッド、毛布等寝具）（再掲）  
簡易ベッド3台、毛布879枚（H30）